

議事要旨(3) 金融商品専門委員会における検討状況（公正価値）について

冒頭、加藤副委員長（専門委員長）から、公正価値測定・開示に関するプロジェクトの専門委員会での審議状況について説明がなされた。また、今後市場関係者から意見を聞いた上で次回の本委員会において、デュープロセスも含めた今後の方向性について審議頂くことを考えている旨の説明がなされた。引き続き、丸岡専門研究員より公開草案に対するコメントへの対応案についてディスカッション・ポイントに沿って具体的な説明がなされた。

説明の後、委員からの主な発言並びに事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ある委員から、四半期財務諸表における開示の取扱いについての事務局案は、先に行った四半期会計基準等の見直しに沿った内容であり妥当であるとの意見があった。また、IFRS第13号「公正価値測定」にある土地の最有効使用の設例を日本基準に追加するという事務局案について、土地は必ずしも最有効使用されていない場合があると考えられるものの、何が市場関係者が考える最有効使用なのかを一律に判定するのが困難なことも多いと想定されるため、土地の最有効使用を開示することの意味など専門家の意見を聞き、設例を設けることが基準の理解に資するかどうかを確認すべきとの意見があった。これに対し事務局からは、最有効使用の概念は従前の日本の会計基準には存在せず馴染みがないかもしれないので、市場関係者の意見を聞いてみたいとの回答がなされた。
- ある委員から、資産除去債務に関するIFRS第13号の設例は自己の信用リスクを含めて価格を算定することになっているが、日本基準の取扱いでは、自己の信用リスクを含めずに無リスクの割引率を用いて計算するため、当該設例を日本基準に追加する場合にどのように考えているのかとの質問があった。これに対し事務局からは、他の会計基準で定められている個別の会計処理の変更は意図していない旨の回答がなされた。
- ある委員から、四半期財務諸表における開示の取扱いについて、IFRS では金融商品は Interim でも年次報告と同様の開示が求められる一方、日本においては四半期が Interim に該当するが、先般の四半期会計基準の見直しで、いわゆる非金融機関については第1、第3四半期については開示を省略できるという取扱いを行ったことを斟酌するという趣旨であるかとの質問があった。これに対し事務局からは、委員の質問のとおりであり、日本の四半期会計基準の見直しに基づく取扱いを斟酌した事務局案である旨の回答がなされた。

以上